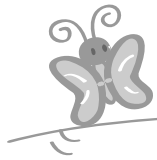


# 資料編





## 資料編

### 1 つくばみらい市次世代育成支援対策地域協議会要綱

平成21年5月18日

告示61号

(設置)

第1条 つくばみらい市における次世代育成支援対策（以下「対策」という。）の総合的かつ効果的な推進を図るため、つくばみらい市次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 対策行動計画の策定に関すること。
- (2) 対策の推進に関すること。
- (3) その他対策に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉関係団体を代表する者
- (3) 教育関係団体を代表する者
- (4) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、児童福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

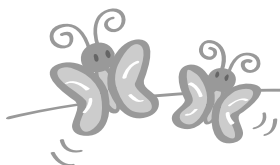
附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 2 つくばみらい市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

No	区分	所属団体役職名	氏名	会長及び 副会長	備考
1	学識 経験者	教育民生常任委員会 委員長	ナオイ 直井 セイミ 誠巳	会長	
2		社会福祉協議会副会長	オカダ 岡田 タイラ 平	副会長	
3	福祉関係 団体代表	民生委員児童委員代表	ミヤジマ 宮島 タカアキ 孝明		伊奈地区
4		民生委員児童委員代表	ダイボ 大保 キミヒコ 公比己		谷和原地区
5		つくばみらい市 子ども会育成連合会	コウノス 鴻巣 ヨシオ 義夫		
6	教育関係 団体代表	校長会会長	アサノ 浅野 ススム 進		谷井田小
7		P T A連絡協議会会長	ヨシダ 吉田 カズオ 和雄		
8		民間幼稚園長	オクラ 小倉 みどり		絹ふたば文化幼稚園
9	市職員	総務部長	フルヤ 古谷 ヤスシ 安史		
10		保健福祉部長	ユモト 湯元 シゲオ 茂男		
11		教育委員会次長	アキタ 秋田 ノブヒロ 信博		
12		健康増進課長 (保健福祉センター)	ヨシダ 吉田 クニエ 邦恵		
13		幼稚園長代表	イシツカ 石塚 マサノリ 眞典		谷和原幼稚園
14		保育所長代表	アソウ 安相 イツコ 以津子		谷和原第1保育所

(任期：平成21年6月25日～平成23年6月24日)



### 3 つくばみらい市次世代育成支援地域行動計画の策定経過

時 期	内 容
平成21年2月9日～ 28日	市民ニーズ調査の実施 就学前児童を持つ保護者 1,698件 小学校児童を持つ保護者 1,783件
平成21年6月25日	第1回次世代育成支援対策地域協議会 次世代育成支援対策地域協議会委員委嘱状の交付 (1) 次世代育成支援行動計画策定について (2) 今後のスケジュールについて (3) ニーズ調査結果報告
平成21年9月	次世代育成支援地域行動計画（前期計画）の各施策事業の進捗及び事業評価、施策事業の継承と今後の取り組みや方向性について、行政各部署への調査
平成21年10月23日	第2回次世代育成支援対策地域協議会 (1) 次世代育成支援行動計画素案について (2) 今後のスケジュールについて
平成21年12月17日 ～ 平成22年1月15日	パブリックコメントの実施
平成22年1月29日	第3回次世代育成支援対策地域協議会 (1) パブリックコメントの実施について (2) 次世代育成支援行動計画素案について
平成22年2月26日	第4回次世代育成支援対策地域協議会 (1) 次世代育成支援地域行動計画（案）の承認について

## 4 次世代育成支援対策推進法の抜粋

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

#### (基本理念)

第三条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第七条第一項において「基本理念」という。)にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

#### (事業主の責務)

第五条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。



(国民の責務)

第六条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

## 第二章 行動計画

### 第一節 行動計画策定指針

第七条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画並びに第十二条第一項の一般事業主行動計画及び第十九条第一項の特定事業主行動計画(次項において「市町村行動計画等」という。)の策定に関する指針(以下「行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
- 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
- 三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準
- 四 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の市町村行動計画及び第九条第一項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

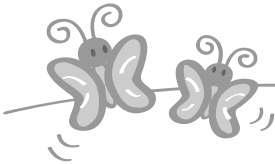
### 第二節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動



- 計画」という。)を策定するものとする。
- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
    - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
    - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
  - 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
  - 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
  - 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。
  - 6 市町村は、毎年少なくとも一回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
  - 7 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。



## 5 用語の解説

合計特殊出生率	一人の女性が一生に産む子どもの数。15歳から49歳までの出生率の合計。ある年代の女性の合計特殊出生率は50歳にならないと確定しないので、一般的には、その年の15歳から49歳のそれぞれの年代の女性の出生率の合計（期間合計特殊出生率）を合計特殊出生率として使用している。人口維持には2.08が必要とされている。
行動計画策定指針	厚生労働省が次世代育成支援行動計画後期計画策定のために作成したマニュアル。ニーズ調査の方法、事業量の推計方法、事業評価やアウトカム評価について手法等を示したもの。
コーホート法	コーホートはローマ軍の単位であるコホルスに由来し、人口については、同時出生集団と訳される。ある時点の、ある年齢、例えば8歳児のグループは翌年には全員が9歳に達するので、この1年間の変化を分析して人口推計を行う手法。人口移動は出生、死亡、転入、転出の4つの要因で決まることから、生残率と移動率に分ける方法が要因法、単純に変化を見る方法が変化率法である。
こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	国の施策で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに親子の心身の状況や養護環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる。乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図る事業。
スクールカウンセラー	文部科学省が、不登校や校内暴力などへの対策として、小・中・高校へ配置している専門家。臨床心理士の資格を有している。児童・生徒や保護者の相談のほか、教職員へのアドバイス、専門機関との調整などを行う。
新待機児童ゼロ作戦	新待機児童ゼロ作戦は、2008年2月に「希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする。」ことを目指し、10年間で、3歳未満児に対する保育サービスの提供割合を20%から38%に、0～5歳児の利用児童数を100万人増加することと、放課後児童クラブの提供割合を19%から60%へ増加することを目指している。保育サービスの多様化を目指し、保育園に加え家庭的保育、認定こども園、幼稚園の預かり保育、事業所内保育施設の充実などが示された。
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和推進。働き方の見直しなどにより多様な選択が可能な社会をつくり、働く人一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようにすること。

つくばみらい市  
次世代育成支援地域行動計画  
後期計画



発 行 平成22年3月  
企画・編集 つくばみらい市 児童福祉課  
〒270-0192 茨城県つくばみらい市福田195  
T E L (0297) 58-2111 (代)  
U R L <http://www.city.tsukubamirai.lg.jp/>

